

募集要項

1 概要

令和7年度小松基地航空祭における臨時売店の出店業者について、以下の諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省一般競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、業務の全てを自社で遂行できること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受け、公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

石川県小松市向本折町戊267番地 航空自衛隊小松基地内

4 実施日時等

令和7年10月5日（日）細部時間は別に示す。

注：1 天候等の状況により、日程の変更及び中止の可能性がある。また、日程変更等に伴い、販売時間も変更になる場合がある。

2 当日の入門可能時間は後日連絡する。

なお、一度入門した後は、小松基地航空祭が終了し、基地側から指示があるまで出門できない。

5 募集業種及び募集店舗数

飲食販売及び物品販売 合計95店舗

- 注：1 飲食販売の募集を優先し、うち最大10店舗はキッチンカーとする。
- 2 募集店舗数は予定のため、変更される場合がある。
- 3 石川県内に所在する業者からの応募については、能登半島地震復興支援の応援として、提出書類を審査のうえ優先的に出店業者として決定する。
 なお、応募多数の場合は、提出書類の審査及び抽選にて出店業者を決定する。また、抽選は小松基地が事前に行い出店業者を決定する。
- 4 売店設置場所は、基地側で決定する。また、応募状況及び出店業者の審査に関する問い合わせには、一切回答できない。

6 販売品目等に係る注意事項

(1) 飲食販売

- ア 販売可能な食品は、食品衛生法に基づく露店営業の範囲内のものとなる。また、露店等の営業許可証（写し）の提出が必要となる。
- イ 基地内での飲酒を目的とした酒類（ノンアルコールビール等を含む。）の販売は禁止する。ただし、物品販売で土産品等としての販売のみ可とする。
- ウ 変質・腐敗するような生ものの販売は禁止する。
- エ 容器がガラス製の飲料等の販売は禁止する。
- オ 食中毒等の食品事故に備えた保険（賠償共済等）に加入していることが出店の条件となるため、保険加入証書（写し）の提出が必要となる。
- カ 調理者及び販売員全員が、細菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（O-157））を受けていることが出店の条件となるため、その検査結果表（原本）の提出が必要となる。

(2) 物品販売

- ア 酒類の販売は、土産品等としての販売だけ可とする。
- イ 土産品等で変質・腐敗するような生ものの販売は禁止する。
- ウ ミリタリーグッズ等で、ナイフ等の刃物、モデルガン、弾薬及び爆弾等の模造品、放射性同位元素を用いた製品等の人体に危害を及ぼす可能性がある物品の販売は禁止する。
- エ おもちゃ等で風船、ラジコンヘリコプター、ドローン等の飛行するものの販売は禁止する。

(4) その他

上記に類する物で、基地側が小松基地航空祭の販売物として相応しくないと判断した物については、販売を禁止する。

7 販売方法

(1) 販売区画等

- ア 販売のために使用できる区画は、間口5.4m×奥行3.6mのテント内となる。
- イ 使用するテントは、安全確保及び円滑な出店準備等の観点から、第9項第2号に示す臨時売店協力会として、一括して専門業者に依頼して設置してもらう。
 なお、設置に係る費用は、各出店業者の負担となる。

注：各出店業者の持ち込み及び個別に依頼した設置業者のテント設営は、認められない。

ウ キッチンカーを使用する場合は、アの区画に収まる車体だけ認める。この場合は、テントの設置を要しない。

(2) 出店場所

基地側の指定した場所に出店すること。

(3) 水の供給

水の供給は、基地側では一切行わないので、出店に必要な場合は、各出店業者側で用意すること。

(4) 電気の使用

電気の供給は、基地側では一切行わないので、出店に必要な場合は、安全確保及び円滑な出店準備等の観点から、第9項第2号に示す臨時売店協力会として専門業者に依頼して大型発電機を設置し、各テントに配線した電力を使用するものとし、各出店業者は設置に係る費用を負担すること。

なお、各出店業者による持ち込みの発電機及び各出店業者が個別に依頼した業者等による発電機の設置は認めない。

(5) 火気の使用

基地内で火気を使用する場合は、別表第1項に示す書類No.1「申請書」により必ず事前に申請するとともに、販売当日は、消火器（簡易式スプレー等は不可）を備え付けること。

(6) 資材等

出店に必要な資材等（テント及び発動発電機は除く。）は、すべて出店業者側で用意すること。

8 入門における注意事項

(1) 基地内への立入り、車両運行及び基地内での行動等については、基地側の指示に従うこと。また、指定された区域以外への立入りを禁止する。

(2) 当日は、基地側で巡視指導を行うので、その指示に従うこと。指示に従わない場合は、当日の営業を停止させるとともに、次年度以降の出店を認めない。

なお、営業停止等の処置により出店業者に発生した損害について、基地側は一切補償しない。

(3) 飲食販売業者は、テント内にブルーシートを必ず敷くこと。また、食中毒防止のため、手洗い用の水タンク及び消毒液等を備え付けること。

(4) 基地への車両の乗り入れ可能台数は、1業者あたり2台までとし、別表第1項に示す書類No.1「申請書」により事前に申請することとし、申請されていない車両の乗り入れは一切認めない。

なお、乗り入れた車両は、小松基地航空祭が終了し基地側の指示があるまで一切移動することはできない。また、納品や撤収等を目的とした一時的な車両の移動もできない。

- (5) 当日の販売従事者は、別表第1項に示す書類No.3「役員及び従事者等名簿」により事前に申請することとし、名簿の提出後は、いかなる場合であっても従事者の変更及び追加は一切認めない。
- (6) 出店業者はゴミ箱をテント内に設置し、環境美化に努めること。自店舗利用者以外のゴミも回収及び処分すること。
- (7) 調理で発生した汚水、使用済みの油、氷等を基地内に投棄することはできない。
- (8) 販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施し、基地側の点検を受けること。
なお、清掃用具等は、出店業者側で用意すること。
- (9) 中学生以下の方は、売店関係者として当日の入門はできない。
- (10) 販売当日、店舗代表者は当日入門を予定している者全員に検温を実施させ、検温結果が37.5度以上の者は入門させないこと。
- (11) 消毒液等感染防止用品を、従業員及び来店者用に十分な数を準備すること。

9 その他

(1) 国有財産の使用

出店にあたり、国有財産法に基づき、次号に示す臨時売店協力会として一括して国有財産使用申請手続きを行うものとし、各出店業者国有財産の使用に係る費用を負担すること。

(2) 臨時売店協力会の結成

出店業者により、会長を小松基地こばと会（小松基地委託売店会）会長とする「小松基地航空祭臨時売店協力会」を結成し、臨時売店協力会として以下の手続きを実施すること。

ア 国有財産の使用許可申請及び国有財産使用料の支払いに関すること。

イ テントの設置及び撤収に関する設営業者の選定・手続きに関すること。

ウ 臨時売店出店に関する費用の管理運営に関すること。

エ その他基地側との調整に関すること。

(3) 売上報告

小松基地航空祭終了後、指定する日までに売上実績等を報告すること。

なお、報告期限等細部は、第13項に指定する事前説明会において示す。

10 応募手続等

(1) 提出書類

別表のとおり

(2) 提出先

〒923-8586

石川県小松市向本折町戊267番地

航空自衛隊小松基地 第6航空団基地業務群業務隊厚生班 担当：石田、藤田

電話（代表）0761-22-2101（内線276）

(3) 提出期限

令和7年7月15日（火）必着（郵送での受付となります。）

注：書類の到着確認に関する問い合わせには応じられないので、書類到着を確認したい場合は、郵便追跡サービス等を利用し送付すること。

(4) 応募の失格

次のいずれかに該当する行為等があった場合は、なんら通知することなく応募選考から除外とする。

ア 提出期限後に書類が到着した場合

イ 提出書類の不足、必要事項の未記入等不備があった場合

ウ 提出書類により、防衛省一般競争入札参加資格と同等の資格が確認できなかった場合

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 警察への照会により、役員及び従事者等が暴力団に関する該当者として指摘された場合

カ 過去の出店において、何らかの違反行為があった場合

キ 同一経営者による複数の応募があった場合（社名が異なっても、役員及び従業員等に同一人物の記載があり、同一経営者（家族経営含む。）であると判断した場合を含む。）

ク 第13項に指定する事前説明会に参加しなかった場合

ケ 出店の募集に係る公告及び本要項等に納得いただけない場合

コ その他不正行為が認められた場合

11 選考の方法

提出された書類を厳正に審査し、応募資格及び申請内容に問題のない業者を出店業者として選考する。ただし、応募多数となった場合は、抽選により出店業者を決定する。

なお、出店業者決定後であっても、公告及び募集要項等に記載された事項を履行できないと判断した場合や出店業者として不適であると判断した場合は、出店を取り消すものとする。また、選考に係る細部については回答できない。

12 出店可否の決定

前項により審査及び抽選を実施し、その結果を航空自衛隊小松基地ホームページに掲載する。（令和7年8月1日予定）

13 事前説明会

出店が決定した業者は、事前説明会に必ず出席するものとし、別表第1項に示す書類No.7「事前説明会参加申込書」により事前に参加者を届け出るものとする。また、事前説明会への参加者は、小松基地航空祭当日に従事する方のうち2名に限る。

なお、本説明会を欠席した業者については、出店の意思がないものと判断し、出店資格を取り消すものとする。

(1) 開催日時

令和7年8月21日（木）午後2時（受付開始 午後1時30分から）

(2) 場所

小松市民センター「大ホール」（石川県小松市大島町4番地3）

(3) 実施内容

ア 出店場所の抽選

イ 出店要領の説明

ウ 臨時売店協力会からの連絡（出店に伴う費用の徴収を含む。）

エ その他

(4) 当日は本募集要項を持参すること。

14 その他

(1) 出店の募集に係る公告及び本要項に定めのない事項及び細部については、必要の都度示すものとする。

(2) 提出された書類については、小松基地航空祭の臨時売店の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しない。また、いかなる理由があっても書類の返却はしない。

(3) 過去の小松基地航空祭への出店において、基地側の指示に従わなかった業者や公平な審査に影響を与える言動があった業者については、応募があっても何ら通知することなく、失格とする場合がある。

(4) 小松基地航空祭臨時売店の募集及び出店にあたり、応募業者に発生した損害については、いかなる場合でも航空自衛隊小松基地が賠償又は補償することはない。